

インフォメーション

登録衛生検査所 臨床 宮崎

TEL0985-52-6688 FAX0985-52-8093

「一般細菌薬剤感受性試験」

判定基準変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、このたび一般細菌薬剤感受性検査の判定基準につきまして、現行の CLSI(※1)M100-S19 に替えて、厚生労働省院内感染対策サーベランス事業(JANIS)の判定基準(2015年1月より)と同様である M100-S22 を採用することとなりましたので、ご案内申し上げます。

ご利用の程、宜しく願い申し上げます。

謹白

記

■ 変更内容：

◆ 一般細菌薬剤感受性検査 MIC セット【判定基準 ブレイクポイントの変更】

菌種	薬剤略語	変更後			変更前		
		S	I	R	S	I	R
腸内細菌	A Z T	4	8	16	8	16	32
	C E Z	2	4	8	8	16	32
	C T X	1	2	4	8	16-32	64
	C A Z	4	8	16	8	16	32
	C Z X	1	2	4	8	16-32	64
	C T R X	1	2	4	8	16-32	64
	I P M	1	2	4	4	8	16
	M E P M	1	2	4	4	8	16
緑膿菌	T/P	4/16	4/32-4/64	4/128	4/64	—	4/128
	P I P C	16	32-64	128	64	—	128
	I P M	2	4	8	4	8	16
	M E P M	2	4	8	4	8	16

(単位：μg/mL)

※1. CLSI : Clinical and Laboratory Standard Institute

※2. 判定基準の変更に伴う耐性菌情報コメント表示の変更はございません

◆ 変更期日：平成 27 年 4 月 10 日（金）報告分より

ご不明な点は弊社担当までお申し付け下さい

以上